

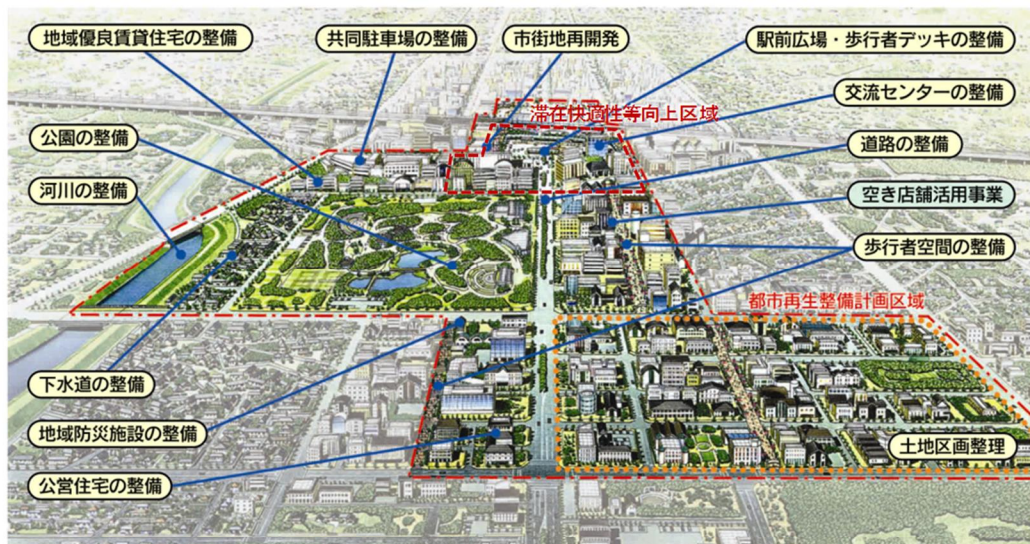
2. 都市再生整備計画

2-1. 都市再生整備計画（法第46条）

H23-

1. 都市再生整備計画とは

- 都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を重点的に実施すべき土地の区域を対象に、市町村が「当該公共公益施設の整備等に関する計画」（都市再生整備計画）を作成することができます。
- 計画内容：区域、まちづくりの目標、目標を達成するために必要な事業・計画期間 等
- 都市再生整備計画により、市町村の取組を支援（交付金等）するとともに、計画への位置付けをきっかけとした、民間の取組を促進します。
- 都市再生整備計画を作成したときは、遅滞なく公表する必要があります。
- 令和2年の法改正により、複数の市町村が共同して作成できるようになりました。



交付金による支援

官民連携まちづくりの取組

市町村による
公共公益施設
の整備

- | | |
|---------------------------|---------------|
| 道路占用許可基準の特例 | 都市再生整備歩行者経路協定 |
| 河川敷地占用許可制度 | 都市利便増進協定 |
| 都市公園占用許可の特例 | 低未利用土地利用促進協定 |
| 「滞在快適性等向上区域」を指定した場合の各種支援等 | |

参考：都市再生整備計画に官民連携まちづくりの取組を記載するための様式について

- 都市再生整備計画に官民連携まちづくりの取組を記載する場合、下記 URL からファイルをダウンロードしてご活用ください。

<https://www.mlit.go.jp/toshi/common/001221411.xlsx>（令和2年9月現在）

※4 ページで紹介している国土交通省のウェブサイト「官民連携まちづくりポータルサイト」にも本ファイルへのリンク（「都市再生整備計画記載例」）がありますので、併せてご確認ください。

II.都市再生整備計画に記載する内容

- 都市再生整備計画に記載する事項は、以下のように、活用する協定や制度によって様々です。

【都市再生整備計画の記載内容】 色無し：従来からあるもの 色付き：F2年法改正で新たに追加されたもの	新たに計画を作成する場合		
	既存の計画に、官民連携まちづくりの取組を追加する場合	官民連携まちづくりの取組のみで作成	官民連携まちづくりの取組と交付対象事業の両方を位置付けて作成
1. 都市再生整備計画の目標及び計画期間	△	○	○
2. 都市再生整備計画の整備方針等	△	○	○
3. 交付対象事業等一覧表	—	—	○
4. 市町村決定計画等	—	—	—
5. 協定制度等の取り組み	○	○	○
制度別詳細1 (道路占用に関する事項)	○	○	○
制度別詳細2 (河川敷地占用に関する事項)	○	○	○
制度別詳細3 (都市公園の占用に関する事項)	○	○	○
制度別詳細4 (都市利便増進協定に関する事項)	○	○	○
制度別詳細5 (都市再生整備歩行者経路協定に関する事項)	○	○	○
制度別詳細6 (低未利用土地利用促進協定に関する事項)	○	○	○
制度別詳細7 (一体型滞在快適性等向上事業)	○	○	○
制度別詳細8 (都市公園占用許可の特例)	○	○	○
制度別詳細9 (都市公園の公園施設設置管理許可の特例)	○	○	○
制度別詳細10 (公園施設設置管理協定)	○	○	○
制度別詳細11 (路外駐車場配置等基準)	○	○	○
制度別詳細12 (駐車場出入口制限道路)	○	○	○
制度別詳細13 (集約駐車施設の位置及び規模)	○	○	○
制度別詳細14 (普通財産の活用)	○	○	○
6. 都市再生整備計画の区域	△	○	○
7. 整備方針概要図	△	○	○

道路占用許可の特例や都市利便増進協定等を活用する場合に記載する。

5で記載した協定制度等について、活用する取組を具体的に記載する。

まちなかウォーカブル区域※を設定する場合、必要に応じて記載

制度別詳細1～14は、活用しようとしている制度に関するもののみ作成

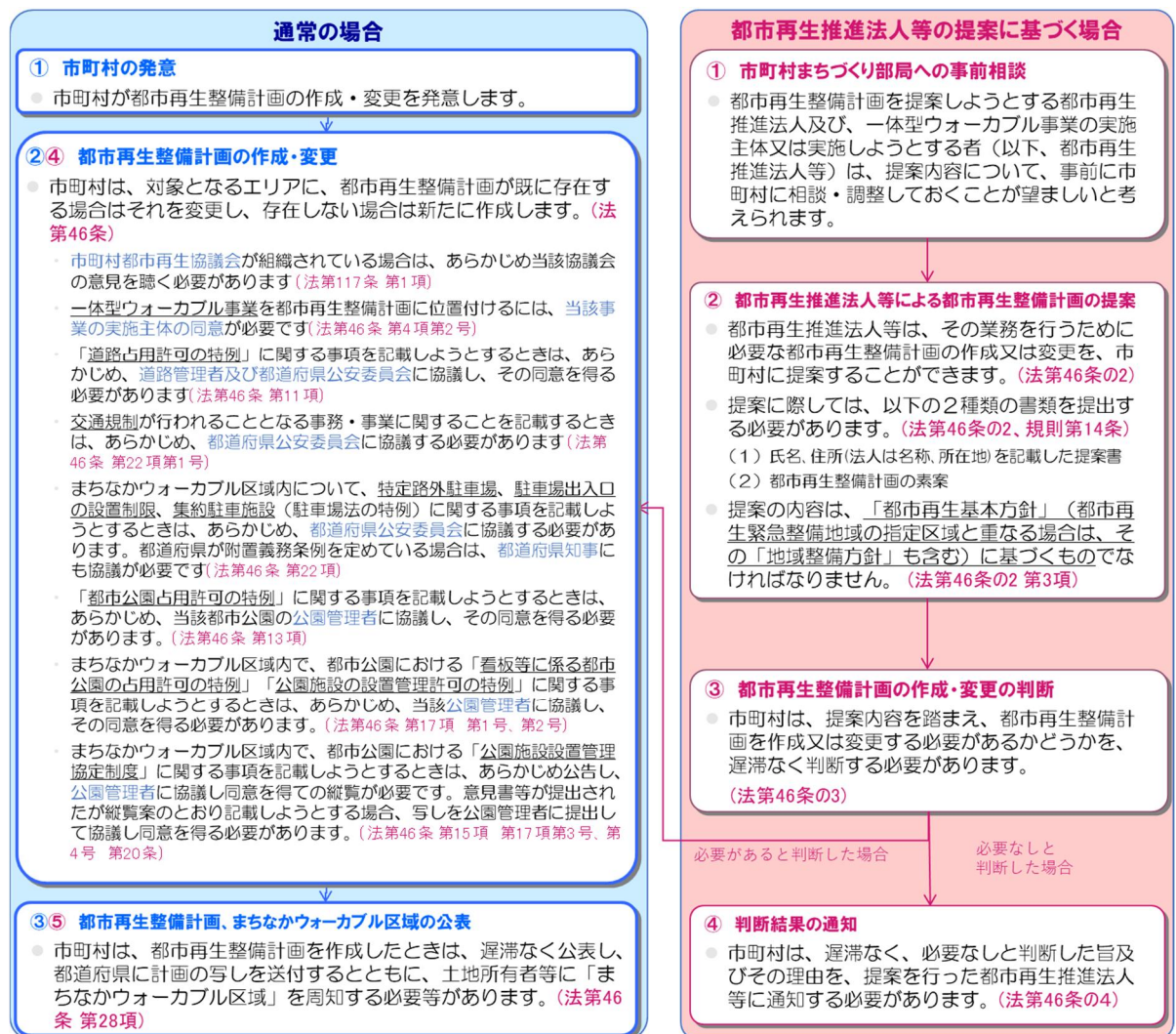
【凡例】 ○：新たに作成する必要あり △：必要に応じて内容を修正
—：新たに作成する必要なし

※「滞在快適性等向上区域」は、以下この手引きでは「まちなかウォーカブル区域（通称）」といいます。また、「一体型滞在快適性等向上事業」は、「一体型ウォーカブル事業（通称）」といいます。

III.都市再生推進法人等による都市再生整備計画の提案

- 都市再生整備計画を策定するのは市町村ですが、都市再生推進法人は市町村に対して、自らの業務を行うために必要な計画の作成または変更を提案することができます。その際には、計画の素案を提出する必要があります。
- 令和2年の法改正に伴い、一体型ウォークアブル事業の実施主体又は実施しようとする者も計画を提案することができるようになりました。(P.25)
- 市町村は、提案が行われたときは遅滞無く、提案を踏まえて計画を作成又は変更する必要があるかどうかを判断し、必要があると認められるときはその案を作成しなければなりません。
- 市町村は、都市再生整備計画が策定されていない場合には、新たに策定することになります。(この場合には、官民連携まちづくりの取組のみを計画事項とする計画を作成することも可能です。) また、既存の都市再生整備計画がある場合には、その計画を変更(官民連携まちづくりの取組に関する計画事項を追加)することになります。

IV.都市再生整備計画の作成プロセス



参考：都市再生整備計画の計画期間について

- 都市再生整備計画事業の交付期間は「3～5年」ですが、必ずしも計画期間と交付金の交付期間が同一である必要はなく、計画期間は協定制度等を活用する期間を勘案し、地域の実情に応じて柔軟に定めることが可能です。
- まちづくりは一朝一夕で実現するものではなく、関係者がゴールを共有しつつ、じっくり進めていくことが肝心です。一方、まちづくりが進むにつれて、新たな事業や取組が求められるようにもなります。そこで、長期的にまちづくりの目標を定めた上で、都市再生整備計画事業の取組内容は適宜見直し、更新していく、といった運用も考えられます。

※都市再生整備計画の作成にあたっては、国土交通省都市局まちづくり推進課・市街地整備課もしくは管轄の地方整備局等へ、お気軽にご相談ください。（相談窓口は巻末参照）